

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から44年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年6月から44年12月まで

申立期間は未加入期間とされているが、母が私の国民年金保険料を納付しており、国民年金手帳の記録から、保険料が納付されていたのは明らかである。

今回の申立てにより、申立期間が厚生年金保険の加入期間であることが判明したが、国民年金保険料の還付を受けていないので保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立ての調査の過程において申立人に係る未統合の厚生年金保険被保険者期間が判明しているところ、申立人が所持する国民年金手帳にA市による検認印が押されていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、A市及びB市における申立人の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間は、保険料納付済期間と記録されているが、当該期間の保険料を還付した記録は見当たらない。

さらに、還付記録がある場合、国民年金被保険者台帳は特殊台帳としてマイクロフィルムで保存されるべきところ、申立人に係る同台帳は見当たらない上、オンライン記録においても申立期間の保険料を還付した記録は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から6年3月までの期間及び同年5月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月から6年3月まで
② 平成6年5月から7年3月まで

「ねんきん定期便」で年金記録を確認したところ、国民年金に加入していた期間のうち申立期間が未納となっている。申立期間に係る確定申告書の控えを提出するので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成元年分及び3年分から8年分までの所得税の確定申告書（控）によれば、3年分から5年分までの確定申告書（控）に記載されている国民年金の支払保険料額は、当該年の1月から12月までの保険料の合計額と一致しているほか、元年分及び6年分から8年分までの支払保険料額についても当該年の1月から12月までの保険料の合計額とおおむね一致している。

また、オンライン記録において各申立期間の前後の期間について国民年金保険料の納付が確認できるほか、平成元年分及び3年分から8年分までの所得税の確定申告書（控）で確認できる申立人の所得金額に大きな変化は無く、国民年金保険料を納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの期間及び50年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで
② 昭和50年4月

昭和46年4月頃にA市からB市の実家に帰省し、アルバイト等しながら両親等と同居していた。国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付は、全て父親が行っていたと記憶しており、生活環境に何の変動も無い中、申立期間①について、納付済期間の途中の3か月が未納となっているのは考えにくい。また、申立期間②についても、納付できなかったはずはないと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金への加入手続を行っていたところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びB市の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年3月28日を国民年金被保険者資格取得日として、同年4月20日に払い出されていることが確認できることから、申立人の父親は、申立人が同市の実家に帰省したとする時期に加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立人が国民年金被保険者資格を取得してから、再就職により厚生年金保険被保険者資格を再取得する昭和50年5月21日までの期間の国民年金保険料について、申立人は、申立人の父親が納付していたところ、申立期間を除き全て現年度納付されていることから、その納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は2期間で4か月と短期間である。

申立期間①について、B市では昭和47年4月から国民年金保険料の納付方法を印紙検認方式から納付書方式に切り替えているところ、同市の国

民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金保険料は、46年4月から同年12月までの分が同年12月に一括納付され、47年4月から50年3月までの分が3か月単位で現年度納付されていることが確認できる上、申立人の父親の仕事や生活環境に特段の変化が無い中、申立期間①を未納としたまま、47年4月以降の分の保険料を現年度納付するのは不自然である。

申立期間②について、雇用保険被保険者証及びオンライン記録により、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和50年5月21日に再就職したものと推認でき、申立人が再就職した時期には、B市から昭和50年度分の国民年金保険料納付書が送付され、当該納付書により保険料を納付できる状態にあったものと考えられる上、申立人の父親の仕事や生活環境に特段の変化が無い中、同市において保険料の納付が納付書方式とされた47年4月から50年3月までの保険料を納付期限内に納付しながら、当該期間に続く申立期間①の保険料を未納とすることは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

昭和44年11月に婚姻したが、私が国民年金に加入していないことを知った妻が加入手続を行い、国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はそれぞれ3か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされている上、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年1月8日に払い出されていることが確認できることから、申立人は、45年4月から60歳に到達する前月の平成9年*月までの期間において、申立期間を除き保険料の未納は無い。

また、申立人の妻も、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和44年11月から60歳に到達する前月の平成15年*月までの期間の国民年金保険料に未納は無く、国民年金に未加入だった申立人の加入手続を行うなど国民年金に対する意識は高いものと推認される。

さらに、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人とその妻の国民年金保険料の納付年月日は確認できる限り一致していることから、納付意識の高い妻が、申立期間についてのみ自身の保険料だけを納付し、申立人の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を109万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月27日

株式会社Aから「平成18年6月27日に支給した賞与について厚生年金保険料を控除していたが、当時、被保険者賞与支払届を提出していなかったため、保険給付に反映されていない。」との連絡をもらったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年6月27日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、109万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月27日

株式会社Aから「平成18年6月27日に支給した賞与について厚生年金保険料を控除していたが、当時、被保険者賞与支払届を提出していなかったため、保険給付に反映されていない。」との連絡をもらったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年6月27日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月27日

株式会社Aから「平成18年6月27日に支給した賞与について厚生年金保険料を控除していたが、当時、被保険者賞与支払届を提出していなかったため、保険給付に反映されていない。」との連絡をもらったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年6月27日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年12月まで

私の国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間は納付事実が確認できなかったとの回答を得た。

昭和61年3月末で勤務時間短縮のため、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、国民健康保険の加入手続で市役所へ行った時に、国民年金にも加入するよう指示を受け、すぐに手続をした覚えがあるので、回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格の新規取得に係る処理は、平成元年7月10日に行われている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年6月頃に払い出されたと推測されることから、申立人の国民年金加入手続は同時期に行われたものと考えられ、当該時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民健康保険の加入手続を行った時に、市役所の担当者から国民年金にも加入するよう指示を受けたと説明しているが、申立人の父に係る健康保険被保険者記録を調査したところ、申立期間に合致する昭和61年4月4日から62年1月16日までの期間について、申立人が父の被扶養者として認定されていることが確認できることから、健康保険について父の被扶養者として認定されいながら、自ら国民健康保険にも加入するとは通常考え難く、申立人が記憶違いをしている可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1458 (事案 1114、1257 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 59 年 12 月まで
申立期間は、飲食店を経営し、順調に国民年金保険料を納付していた。昭和 60 年に商売替えをしてからはうまくゆかずに納付できなくなったが、申立期間の国民年金保険料は必ず納付していたはずなので、当該期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 仮に申立人が申立期間の国民年金保険料を 3 か月分ずつ納付していた場合、保険料を収納した金融機関又は行政機関が複数回にわたって事務処理を誤り、申立人に係る納付記録が欠落したと考えるのは不自然であること、ii) A 市の国民年金被保険者名簿においても申立期間の保険料が納付されたことを示す記録は見当たらないこと、iii) 申立期間について夫婦共に未納となっていることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 4 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、申立期間は経済状況も良好であり、国民年金保険料を納付していたはずなので、納付記録を訂正してほしいとして再申立てを行ったが、保険料の納付について新たな事実及び提出できる資料は無いとしており、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 11 月 12 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回同様、国民年金保険料の納付について新たな事実及び提出できる資料は無いとしており、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 59 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 59 年 1 月まで
私は、会社の倒産により失業した昭和 57 年 11 月から再就職する 59 年 2 月までの間、国民年金に加入し国民年金保険料を納付した。
申立期間について国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人は、昭和 46 年 1 月 14 日に国民年金被保険者資格を取得しているが、52 年 8 月 1 日に同資格を喪失しており、それ以降の資格の取得及び喪失の記録は無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間として記録されている。

また、オンライン記録によれば、申立期間は未納期間とされているところ、申立人が申立期間後に厚生年金保険被保険者資格を喪失して国民年金に加入したのは第 3 号被保険者となった平成 2 年 2 月 1 日であるが、同年 2 月から 7 年 1 月までの期間について第 3 号特例納付の届出がなされたのは 9 年 3 月 31 日であり、それまで厚生年金保険から国民年金への切替えが行われていなかった状況がうかがえる。したがって、申立期間についても国民年金への加入手続が適切に行われておらず、この第 3 号特例納付の処理に併せて未加入期間から未納期間に変更されたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、加入手続の時期、保険料の納付方法及び金額についての記憶は定かではない上、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から55年3月まで

学生の際は国民年金に加入していなかったが、母親が私の国民年金の加入手続を行った時に、国民年金保険料を遡って納付できると聞き、2年分の保険料をまとめて納付したことを記憶している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年3月2日に払い出されていることが確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）が同年2月10日に作成されていることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年2月頃に行われたものと考えられ、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、その母親が遡って2年分の国民年金保険料をまとめて納付したことを記憶しているところ、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、昭和57年2月26日に昭和56年度分の保険料が現年度納付され、57年4月30日に55年度分の保険料が過年度納付され、57年5月1日に57年度分の保険料が納付されていることが認められることから、申立人は、これらの納付をもって申立期間の保険料を納付したものと認識している可能性がある。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで
申立期間は大学4年の時であり、実家を離れていたが、住民票は実家に残していたので、父親がA村役場で国民年金保険料の免除申請をしてくれた。
申立期間を免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A村の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間は未納とされており、免除されたことを示す記録は見当たらない。

また、申立人の父親は、免除を申請したのは平成8年度の1度だけであり、翌年度も免除期間となっているのはA村役場の担当者が顔見知りで、申請しなくとも手続きしてくれたと思う旨述べている。

しかしながら、この父親と顔見知りだったとする担当者は平成10年4月に別の部署に異動している上、代わって国民年金の担当となった者からは、A村を通して、役場が代理で免除申請を行うような取扱いはしていなかった旨の回答を得ている。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間のうち、時効にかからず納付が可能であった期間に係るものとみられる過年度納付書が平成12年12月5日に発行されていたことが確認できることから、その時点で、申立期間は未納であったものと推認される。

なお、申立人及びその父親には、この過年度納付書により申立期間の国民年金保険料を納付した記憶は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで

昭和48年4月に退職した後、A市に転居してすぐ、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は金融機関の窓口で納付していた。また、51年3月に婚姻してからは、夫が夫婦二人分の保険料を納付していたと思う。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月に国民年金に加入したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号はB市で52年4月20日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、それ以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によれば、申立期間当時学生であった申立人の夫は、昭和52年2月28日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、任意加入の場合、加入手続時点以前に遡って被保険者資格を取得することはできないことから、申立人及びその夫の国民年金の加入手続は同年2月頃に行われたものと推認され、その時点では、申立期間のうち半分以上は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間のうち国民年金保険料の過年度納付が可能な期間について、申立人は、社会保険事務所（当時）から過年度納付書が送られてきた記憶は無いと述べている上、婚姻後の夫婦の国民年金保険料は夫が納付していたと思う旨述べているところ、申立人の夫も当時の記憶は定かではないとしていることから、保険料が過年度納付されたことをうかがわせる

事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月1日から30年3月1日まで

私は、昭和26年5月から30年2月28日まで、A事業所及びB事業所において、主に運転手として勤務したが、26年9月1日から30年3月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務に関する詳細な記憶及び申立人から提出のあった当時の写真等から、申立人が、申立期間のうち、昭和28年5月頃まではA事業所において勤務し、引き続いて同年6月頃からはB事業所において勤務したことは推認できる。

しかしながら、昭和26年7月3日付けの国の通達によると、A事業所及びB事業所に勤務する者は従来すべて、健康保険及び厚生年金保険の被保険者であったが、同年7月1日以降については、雇用関係の切替えにより、これらの者のうち被保険者となるのは、厚生年金保険法の適用事業所に該当する物の販売の事業等に使用される者のみとする取扱いになったことが確認できるところ、申立人は、この取扱いの変更があった2か月後に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人がA事業所に引き続いて勤務したとするB事業所は、昭和24年4月1日から厚生年金保険の適用事業所とされていたが、27年6月1日に適用事業所ではなくなっていることから、申立期間のうち、申立人が勤務したとする28年6月頃から30年2月末日までは、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、申立人から聴取しても同僚等を特定することができないため、当時の状況についての証言を得ることがで

きない。

さらに、当時のA事業所及びB事業所関連の厚生年金保険の記録を管理しているC事業所に照会したが、申立期間の記録は確認することができなかった上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月頃から26年12月頃まで
② 昭和48年8月頃から49年6月頃まで
③ 昭和50年1月頃から52年12月頃まで

申立期間①について、A県にあった株式会社Bに勤務し、製造業務に携わった。

申立期間②及び③について、C県にあったD事業所の工場に勤務していたので、各申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和18年11月1日から22年3月1日までの期間及び28年4月1日から34年11月27日までの期間であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所が適用事業所であった上記期間の健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）を調査したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、法務局に対し当該事業所に係る商業登記簿謄本について照会したところ、該当する事業所は見当たらず、元事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無等についての証言を得ることができなかった。

申立期間②及び③について、申立人から聴取しても具体的な事業所名及び勤務期間を特定することができないほか、同僚等の名前も不明であるため、申立人の勤務実態等についての証言を得ることができなかった。

また、申立期間②及び③に係るC県に所在するD事業所と関連のある事業所のオンライン記録を調査したが、申立人の名前は見当たらない。

さらに、雇用保険の加入記録も見当たらない上、申立人は、申立期間②及び③について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私の夫は、A株式会社にて昭和 31 年 10 月から平成 8 年 8 月末日まで勤務したが、申立期間の 1 か月だけ厚生年金保険の記録が抜けているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和 48 年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失し、同年 6 月 1 日に再取得した記録となっており、オンライン記録及び申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、申立人の雇用保険の被保険者期間は、昭和 31 年 10 月 10 日から 48 年 4 月 30 日までの期間及び同年 6 月 1 日から 62 年 5 月 27 日までの期間となっており、厚生年金保険の被保険者期間と同様に、申立期間の加入記録は見当たらない。

さらに、A株式会社では、人事記録は残っていないものの、同社の健康保険厚生年金保険被保険者台帳及び雇用保険の記録からみると、申立期間は申立人が退職していた時期であると思われるとしている。

加えて、複数の元同僚は、時期は特定できないが申立人は、一度退職し再入社したとしており、「申立期間に、申立人の厚生年金保険や雇用保険の加入記録が無いのであれば、その期間は申立人が退職していた時期であると思う。」と述べている上、その元同僚のうち、申立人が従事したとするB県の事業所で事務を担当していた者は、「私は、B県の現場で申立人

から退職願を預かり、A株式会社に提出した。再入社については、本人が直接当該事業所に行って再入社 of 意志を伝え、再度採用となった。」と述べている。

一方、申立人の妻は、「夫が退職願を提出したのは娘が小学校に入学した時であった。その後会社に戻ることになったので、すぐにC市の社宅に引っ越した。」旨述べているところ、戸籍謄本において確認できる申立人の娘の生年月日から、小学校入学は、昭和48年4月であったと考えられるほか、申立人がC市の住民となったのは同年6月8日であることが確認でき、これらの時期は申立期間と近接している。

また、申立人の妻は、「夫は、D市の実家を継ぐために退職願を出したが、社長が実家に来て退職願を破棄したので退職とはならなかったはずだ。」と述べているものの、この退職願を破棄したとする社長は、既に亡くなっていることから、申立てを裏付ける証言を得ることができない。

なお、A株式会社では、昭和47年10月1日から従業員を一斉に健康保険組合に加入させたとしているところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、同日付けで同組合において被保険者資格を取得していることが確認できるが、同組合では、申立人の被保険者期間は48年6月1日から平成8年9月1日までの期間であり、それ以前の記録については、「資格喪失日が昭和の場合は、データは破棄されているため確認できない。」と回答しており、申立期間における加入記録が確認できない。

このほか、申立人が申立期間にA株式会社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月下旬頃から33年11月下旬頃まで
A株式会社の工事現場で勤務した昭和29年3月下旬から33年11月下旬頃までの期間について、厚生年金保険の加入記録は見当たらないと年金事務所から回答があった。

申立期間当時は、昭和29年4月からB県、30年3月からC県、32年11月からD県の各工事現場で勤務した。

申立期間当時の社会保険は厚生年金保険、健康保険、失業保険の三点セットで加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA株式会社の回答によると、申立人が主張する各工事が行われていたことが確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所の各工事現場で勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社は、申立人に関する資料は無いとしていることから、申立人の雇用期間、厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

また、申立人が記憶する3人の同僚について、申立期間に係るA株式会社E支店の厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚の氏名は見当たらない上、オンライン記録においてもこれら同僚の所在を特定することができないことから、当時の状況について確認することができない。

さらに、申立人が姓を記憶する現場事務所の事務担当者について、A株式会社E支店の厚生年金保険被保険者名簿において、同姓の2人のうち回答のあった1人は、申立てに係る工事に従事していないとしていることか

ら、当時の状況について確認することができない。

加えて、A株式会社E支店の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者資格を取得している者のうち、申立てに係る工事に従事したと回答のあった1人は、申立人を知らないとしていることから、当時の状況について確認することができない。

その上、A株式会社E支店が加入している健康保険組合は、申立期間当時の関係資料を保管していないことから、申立人の加入状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月頃から29年12月頃まで
② 昭和29年12月頃から30年10月5日まで
③ 昭和30年12月27日から32年12月頃まで

各申立期間は、A氏所有の「船舶B」又は「船舶C」の甲板員として、漁に従事した期間である。

A氏の事業所は、従業員も多く、漁獲高も多かった。自分だけ船員保険に加入していないわけがないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

各申立期間に係る船舶所有者A氏は、既に亡くなっており、申立人の雇用期間、船員保険料控除等を確認することができない。

また、申立人が記憶する同僚4人のうち、各申立期間において、船舶所有者A氏における船員保険被保険者資格を取得している1人は、申立人を覚えていないとしており、当時の状況について確認することができない。

申立期間①について、船舶所有者A氏の船員保険被保険者名簿において、昭和25年4月1日に被保険者資格を取得している者は1人確認できるが、当該被保険者はオンライン記録で所在を特定することができないことから、当時の状況について確認することができない。

また、申立期間①当時、船舶所有者A氏において船員保険の被保険者資格を取得している者のうち、回答のあった6人はいずれも申立人を覚えていないとしており、当時の状況について確認することができない。

さらに、船舶所有者A氏の船員保険被保険者名簿において、申立期間①の全期間において被保険者であった者は確認できない上、当該名簿に申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、船舶所有者A氏の船員保険被保険者名簿において、申立期間②当時に被保険者資格を取得している者のうち、回答のあった2人はいずれも申立人を覚えていないとしており、当時の状況について確認することができない上、当該名簿に申立人の氏名は見当たらない。

申立期間③について、申立人が記憶する4人のうち3人は、申立期間③のうち一部期間に船舶所有者A氏において船員保険被保険者の資格を取得していることが確認できるが、所在が確認できる1人からは回答が得られず、当時の状況について確認することができない。

また、船舶所有者A氏の船員保険被保険者名簿において、申立期間③当時に被保険者資格を取得している者のうち、回答のあった2人はいずれも申立人を覚えていないとしており、当時の状況について確認することができない上、当該名簿に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人の雇用期間を確認できる船員手帳等の資料は無く、ほかに申立人の各申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A事業所に勤務していた昭和 55 年 7 月 1 日から 58 年 7 月 31 日までの標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う額となっていないことが分かった。当時の給与明細書を提出するので正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

本申立てについては、申立人からA事業所が発行したものとして給与明細書 15 か月分（厚生年金保険料等の控除額に係る記載が無く、差額支給分と考えられる1枚を除く。以下「給与明細書①」という。）が提出されている。

しかし、当該事業所は、給与明細書①に記載された基本給の金額は、当該事業所における昭和 56 年度の俸給表と申立人の給与格付から導き出される金額とは大きく相違しているとしている。

また、給与明細書①に記載された厚生年金保険料控除額と申立期間当時の厚生年金保険料率から標準報酬月額を試算したところ、いずれの等級の標準報酬月額にも該当しない上、健康保険料控除額についても同様に、いずれの等級の標準報酬月額にも該当しない。

一方、当時の厚生年金保険料率及び健康保険料率の改正経過から、給与明細書①は、昭和 60 年 10 月から平成元年 8 月までの期間に係るものと推測されるところ、申立人は、当該期間には、株式会社Bで厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、仮に、給与明細書①が同社で勤務していた期間に係るものとして、当該期間の標準報酬月額と厚生年金保険料

率及び健康保険料率を基に各保険料を算出したところ、算出された各保険料額は、給与明細書①に記載された保険料額と一致するとともに、給与明細書①について、株式会社Bの代表取締役等に照会したところ、同代表取締役は自身が書いたものであると証言している。

また、申立人は、株式会社Bで発行されたものとして給与明細書 21 か月分（以下「給与明細書②」という。）を別に提出しており、給与明細書①と様式が異なることから、当初提出した給与明細書①がA事業所から発行されたものであるとも主張しているが、株式会社Bの代表取締役は、給与明細書の様式を変更した時期があったと証言していること、及び給与明細書①及び②において支給されている基本給の昇給推移が自然なものとなっているとともに、当該給与明細書に記載されている各種手当の額が同額であるとみられることから、給与明細書①及び②は、いずれも株式会社Bに勤務した際のものであると考えられ、給与明細書①が申立期間における勤務に係るものとは認められない。

このほか、A事業所は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、ほかに申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 7 日から 43 年 7 月まで

私は、昭和 42 年 4 月 7 日に、同僚 2 名とともに A 県 B 市に所在した C 株式会社に入社した。

C 株式会社に入社したことがメモしてある当時の手帳の写しを提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間について、C 株式会社勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、C 株式会社は、昭和 45 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業所別被保険者名簿によれば、C 株式会社の当時の代表取締役及びその妻の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、昭和 45 年 3 月 1 日であることが確認できる上、申立人が当該事業所の先輩で会社設立以来の社員であるとして名前を挙げた 2 名の者の資格取得日も同日であることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 42 年 4 月 7 日付けで C 株式会社と一緒に入社した 2 名の同僚の姓を記憶しているところ、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、当該 2 名の姓の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、複数の同僚は「C 株式会社は、昭和 45 年 3 月 1 日より前は厚生年金保険の適用事業所でなかった。」旨の証言をしている上、うち 1 名は、

事業主に強く要望して、昭和 45 年 3 月から厚生年金保険の適用事業所となったと証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。